

茨戸水再生プラザ汚泥圧送管ピグ洗浄業務 仕様書

1 業務目的

茨戸水再生プラザ汚泥圧送管は、茨戸水再生プラザと西部スラッジセンターを結ぶ常用ルートとして運用しているが、近年、スケールの付着により汚泥流量が低下傾向にあることから、汚泥圧送管内をピグ洗浄し、送泥能力の回復を図るため実施するものである。

2 業務場所

茨戸水再生プラザ～西部スラッジセンター汚泥圧送管のうち、No.89 管理人孔（手稲区手稲山口 265 番地 8 手稲水再生プラザ）から西部スラッジセンター（手稲区手稲山口 322 番地）までの間を履行対象とする（管水平延長約 1 k m）。なお、No. 91 管理人孔から西部スラッジセンター間の汚泥圧送管については、共同構内に敷設されている。

3 業務内容

- ・埋設圧送管の No.89 管理人孔からピグを発射し、スケール洗浄を行う。
- ・ピグの発射は、φ 250 材質 SW（スワブ）、φ 245 材質 S（ソフト）、φ 250 材質 SB（スーパーベア）、φ 255 材質 SB の順番で計 4 回行う。なお、使用するピグは受託者が用意すること。
- ・ピグを配管内に挿入後、配管内を充水する際は給水車を使用すること。なお、使用する水は受託者が用意すること。
- ・ピグを配管内に設置した後は、茨戸水再生プラザの既設汚泥圧送ポンプで圧送を行い、発射する（ポンプの運転は委託者が行う）。
- ・作業において操作が必要な管理人孔や仕切弁の着脱開閉を行うこと。
- ・業務終了後、置換水給水開始時の空気弁の空気抜き作業を行うこと。
- ・洗浄に使用したピグは、西部スラッジセンターのピグ受槽から回収すること。

4 業務条件

- ・作業は平日の日中（9 時から 17 時の間）に行うこと。
- ・作業時間は茨戸水再生プラザの汚泥圧送停止時間を考慮して準備・片付け時間を除く 5 時間の間に収めること。

5 関連設備の概要

（1）汚泥圧送管

- ・管種 内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鋳鉄管（NS 管）
- ・管径 φ 250
- ・付帯設備の個所数：管理人孔 2、排水弁室 1

（2）茨戸水再生プラザ（送泥側）圧送設備

- ・汚泥圧送ポンプ 吸込スクルー式
能力：2.6 m³/min×32m 4 台

（3）西部スラッジセンター（受泥側）ピグ受槽

- ・容量 8 m³ 1 槽
- ・材質 SUS304
- (4) No. 85 仕切弁室
 - ・口径：φ 250
 - ・住所：手稲山口前田
- (5) No. 90 排水弁室
 - ・口径：φ 250
 - ・住所：手稲手稲山口 265 番地 8（手稲水再生プラザ敷地内）
- (6) No. 89 管理人孔
 - ・口径：φ 250
 - ・住所：手稲手稲山口 265 番地 8 手稲水再生プラザ
- (7) 管内汚泥スケール付着量
 - ・10 mm程度（参考）

6 提出書類

(1) 業務履行前までに

- | | | |
|--------------|-----|-------------------------------|
| ア 業務代理人指定通知書 | 1 部 | ┌ 2 枚割印付または袋とじ
└ (労基署印は不要) |
| イ 業務代理人経歴書 | 1 部 | |

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(2) 完了時

- | | |
|----------|-----|
| ア 完了届 | 1 部 |
| ウ 各種報告書等 | 1 部 |

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

- ア 業務工程表
- イ 業務日報
- ウ 業務写真
- エ 打合せ議事録
- オ 勤務体制表
- カ 資格者名簿
- キ その他

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打合せること。

7 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

8 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

10 留意事項

- (1) 道路使用許可申請は受託者が行い、作業中の路上及びマンホール内の安全に配慮すること。
- (2) 道路交通法等の関係法令を遵守し作業経路、作業期間・日時、作業方法、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他、安全管理上の事項について計画を策定し、災害の防止を図ること。
- (3) 交通規制、夜間作業等が必要な場合、事前に業務主任、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、その指示に従い適切な安全対策を講じること。
- (4) 地元関係者等からの業務の履行に関して苦情があり、受託者が対応すべき場合は、誠意をもって解決にあたること。
- (5) 関係機関、地域住民等と業務の履行上必要な対応を自らの責任において行うものとする。
この場合、あらかじめ業務主任に報告のうえで行うものとし、誠意をもって対応すること。
- (6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了証を有する者を「酸素欠乏危険作業主任者」として選任し、作業にあたること。
- (7) 業務実施中に事故が発生した場合には、直ちに適切な対応を図るとともに、その状況を業務主任に連絡し、事故報告書等を速やかに提出すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については業務主任の指示に従うこと。